

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
 - ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
 - ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
 - ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
 - ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者の議決権が総議決権の1/2を超えて組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
- ※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（立科町は30a）以上にならないと許可はできないとするものです。（平成26年4月より下限面積を50aから30aに引き下げました）